

### 3 児童・生徒・学級数推計一覧（平成28年7月推計）

【小学校】

\*（ ）内は、特別支援学級の再掲

学校名	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 追浜	134	8(2)	130	8(2)	121	8(2)	119	8(2)	121	8(2)	122	8(2)
2 夏島	420	14(2)	403	14(2)	385	14(2)	376	14(2)	369	14(2)	352	14(2)
3 浦郷	612	24(4)	704	27(4)	787	28(4)	870	29(4)	928	31(4)	981	33(4)
4 鷹取	294	15(3)	276	15(3)	258	13(3)	245	13(3)	230	12(3)	223	12(3)
5 船越	513	20(3)	507	20(3)	482	18(3)	437	16(3)	394	15(3)	357	15(3)
6 田浦	158	7(1)	160	7(1)	154	7(1)	147	7(1)	143	7(1)	138	7(1)
7 長浦	177	8(2)	158	8(2)	148	8(2)	142	8(2)	134	8(2)	127	8(2)
8 逸見	106	7(1)	101	7(1)	95	7(1)	93	7(1)	103	7(1)	95	7(1)
9 沢山	109	8(2)	106	8(2)	115	8(2)	111	8(2)	108	8(2)	105	8(2)
10 桜	273	13(3)	250	13(3)	232	12(3)	223	11(3)	205	9(3)	207	9(3)
11 汐入	106	7(1)	104	7(1)	104	7(1)	106	7(1)	103	7(1)	106	7(1)
12 諏訪	351	16(4)	340	16(4)	313	16(4)	318	16(4)	305	15(4)	303	15(4)
13 田戸	593	23(4)	595	22(4)	585	22(4)	579	22(4)	566	22(4)	544	22(4)
14 山崎	442	16(1)	429	15(1)	396	13(1)	392	13(1)	394	14(1)	376	14(1)
15 豊島	255	12(2)	268	13(2)	265	13(2)	280	14(2)	275	14(2)	284	14(2)
16 鶴久保	586	23(4)	603	24(4)	555	23(4)	526	22(4)	522	21(4)	499	20(4)
17 公郷	598	23(4)	616	23(4)	640	25(4)	652	25(4)	678	25(4)	698	25(4)
18 池上	710	25(4)	706	26(4)	690	26(4)	649	24(4)	602	22(4)	580	22(4)
19 城北	581	21(2)	567	20(2)	546	20(2)	528	20(2)	483	19(2)	473	18(2)
20 衣笠	445	19(4)	453	20(4)	448	19(4)	442	19(4)	453	19(4)	454	19(4)
21 大矢部	448	17(3)	433	17(3)	441	18(3)	421	17(3)	428	18(3)	433	19(3)
22 森崎	544	18(2)	601	20(2)	635	22(2)	660	22(2)	671	23(2)	684	23(2)
23 大津	416	15(2)	408	16(2)	380	15(2)	361	15(2)	337	14(2)	322	14(2)
24 根岸	518	20(3)	525	21(3)	529	21(3)	524	21(3)	512	20(3)	520	20(3)
25 走水	47	8(2)	52	8(2)	57	8(2)	59	8(2)	65	8(2)	72	8(2)
26 馬堀	294	14(2)	303	14(2)	314	14(2)	307	14(2)	307	14(2)	309	14(2)
27 望洋	423	17(3)	370	16(3)	334	15(3)	308	15(3)	299	15(3)	281	15(3)
28 大塚台	652	24(4)	595	23(4)	548	22(4)	484	19(4)	429	18(4)	393	16(4)
29 浦賀	420	16(2)	415	16(2)	409	15(2)	409	14(2)	391	14(2)	370	14(2)
30 小原台	436	16(3)	428	16(3)	408	16(3)	388	16(3)	381	15(3)	365	15(3)
31 鴨居	444	18(3)	446	19(3)	427	18(3)	392	16(3)	370	15(3)	336	15(3)
32 高坂	415	15(2)	401	14(2)	379	14(2)	350	14(2)	326	14(2)	303	13(2)
33 岩戸	328	14(2)	310	14(2)	286	14(2)	288	14(2)	282	14(2)	277	13(2)
34 久里浜	735	26(4)	734	27(4)	762	28(4)	748	28(4)	761	27(4)	752	27(4)
35 明浜	667	24(3)	664	23(3)	676	23(3)	667	23(3)	658	23(3)	651	22(3)
36 神明	508	20(3)	492	19(3)	497	19(3)	475	19(3)	468	19(3)	461	18(3)
37 粟田	311	14(2)	300	14(2)	290	14(2)	287	14(2)	274	13(2)	242	12(2)
38 野比	547	21(3)	513	20(3)	477	19(3)	459	18(3)	454	18(3)	459	18(3)
39 野比東	443	18(3)	435	18(3)	432	18(3)	418	17(3)	410	17(3)	430	18(3)
40 北下浦	287	15(3)	291	15(3)	302	14(3)	304	14(3)	307	14(3)	323	15(3)
41 津久井	348	15(3)	347	15(3)	351	15(3)	351	15(3)	353	15(3)	347	15(3)
42 長井	359	14(2)	348	14(2)	334	14(2)	338	14(2)	324	14(2)	317	14(2)
43 富士見	314	14(2)	303	14(2)	292	14(2)	280	14(2)	256	13(2)	242	12(2)
44 武山	523	21(3)	509	21(3)	481	20(3)	461	18(3)	433	16(3)	416	15(3)
45 荻野	216	11(2)	209	11(2)	206	11(2)	203	11(2)	208	10(2)	211	9(2)
46 大楠	413	19(5)	436	20(5)	453	21(5)	463	21(5)	438	20(5)	443	19(5)
合計	18,519	753 (124)	18,344	758 (124)	18,019	749 (124)	17,640	734 (124)	17,258	718 (124)	16,983	710 (124)



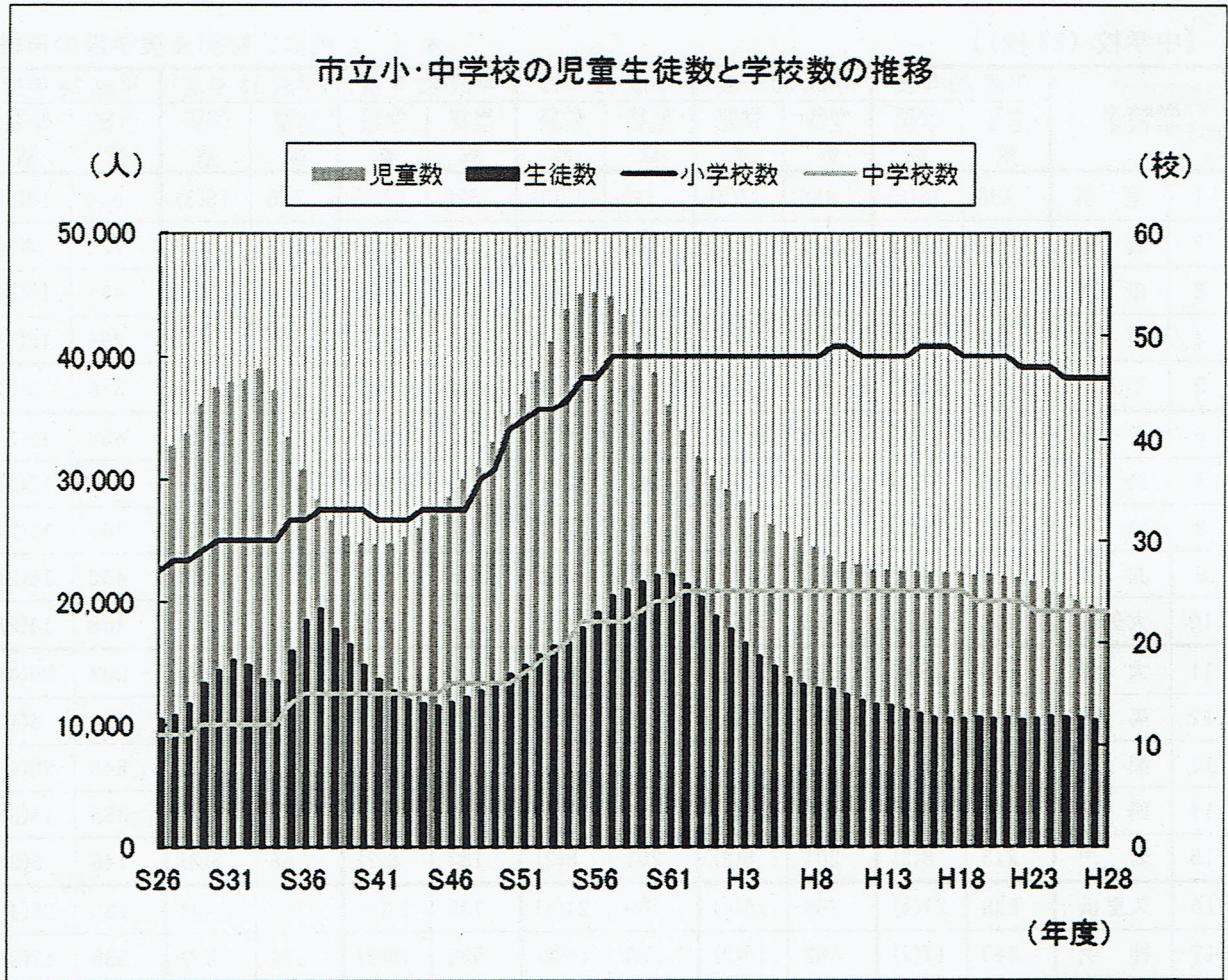
## 【中学校 (23 校)】

\* ( ) 内は、特別支援学級の再掲

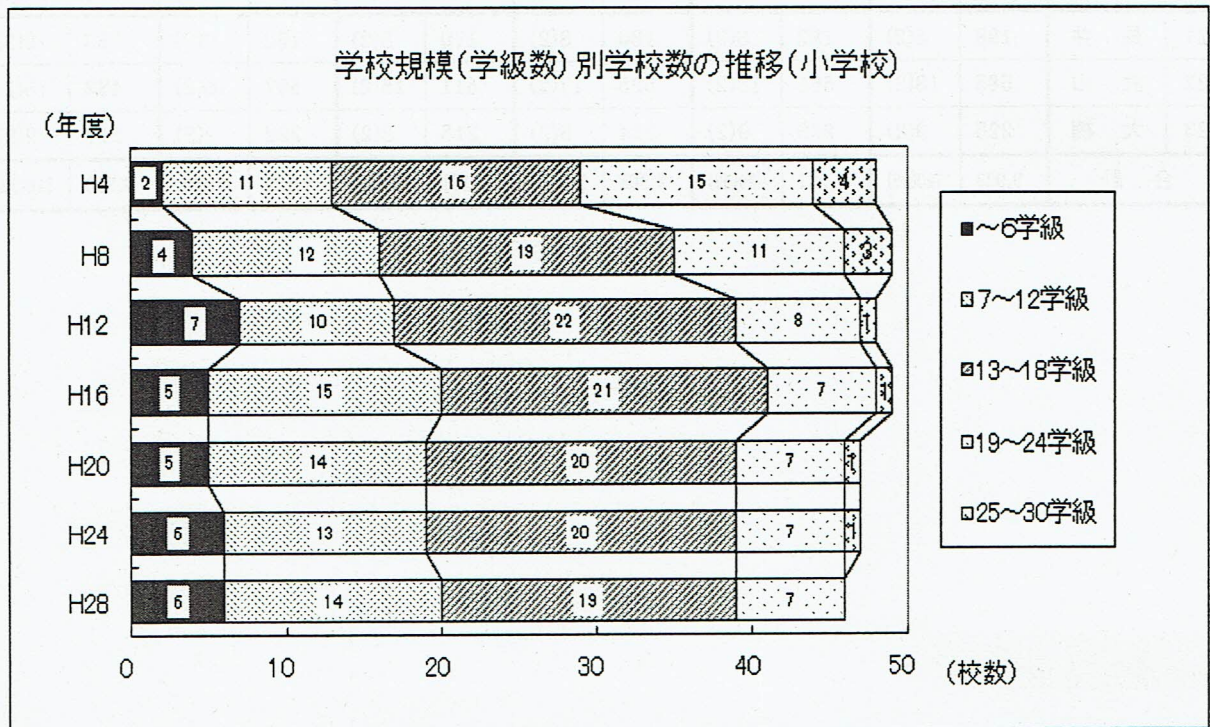
学校名		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	追 浜	496	18(3)	483	17(3)	515	17(3)	520	17(3)	556	18(3)	554	18(3)
2	鷹 取	155	7(2)	171	7(2)	152	7(2)	157	8(2)	137	8(2)	124	7(2)
3	田 浦	472	15(3)	446	15(3)	444	15(3)	436	15(3)	461	15(3)	434	15(3)
4	坂 本	368	15(4)	360	15(4)	327	14(4)	301	14(4)	280	13(4)	268	12(4)
5	不入斗	456	15(2)	446	15(2)	444	15(2)	426	15(2)	411	14(2)	378	13(2)
6	常 葉	497	17(2)	479	16(2)	476	16(2)	456	15(2)	475	16(2)	458	15(2)
7	公 郷	276	12(3)	268	12(3)	280	12(3)	279	12(3)	288	12(3)	290	12(3)
8	池 上	367	13(2)	348	12(2)	329	12(2)	318	11(2)	312	11(2)	301	11(2)
9	衣 笠	433	14(2)	420	14(2)	423	14(2)	418	14(2)	450	14(2)	432	14(2)
10	大矢部	401	14(2)	416	14(2)	412	14(2)	437	14(2)	454	14(2)	468	14(2)
11	大 津	839	26(4)	806	25(4)	809	26(4)	813	26(4)	822	26(4)	802	25(4)
12	馬 堀	256	10(1)	250	9(1)	249	9(1)	258	9(1)	260	9(1)	266	9(1)
13	浦 賀	861	26(4)	789	24(4)	694	22(4)	656	22(4)	592	21(4)	545	20(4)
14	鴨 居	471	16(3)	436	15(3)	415	15(3)	409	15(3)	387	15(3)	385	15(3)
15	岩 戸	213	8(2)	201	8(2)	201	8(2)	183	8(2)	165	8(2)	145	8(2)
16	久里浜	838	27(4)	769	25(4)	760	24(4)	733	23(4)	762	24(4)	783	25(4)
17	神 明	543	17(2)	562	18(2)	508	16(2)	532	16(2)	534	16(2)	539	17(2)
18	野 比	314	12(3)	336	12(3)	335	12(3)	333	12(3)	302	12(3)	290	12(3)
19	北下浦	211	8(2)	208	8(2)	205	8(2)	196	8(2)	194	8(2)	181	8(2)
20	長 沢	447	15(3)	415	14(3)	411	14(3)	424	14(3)	419	14(3)	400	14(3)
21	長 井	198	8(2)	182	8(2)	180	8(2)	170	8(2)	162	8(2)	153	8(2)
22	武 山	585	18(2)	561	18(2)	525	17(2)	511	16(2)	507	16(2)	482	15(2)
23	大 楠	226	9(2)	229	9(2)	214	8(2)	215	8(2)	222	9(2)	217	9(2)
合 計		9,923	340(59)	9,581	330(59)	9,308	323(59)	9,181	320(59)	9,152	321(59)	8,895	316(59)



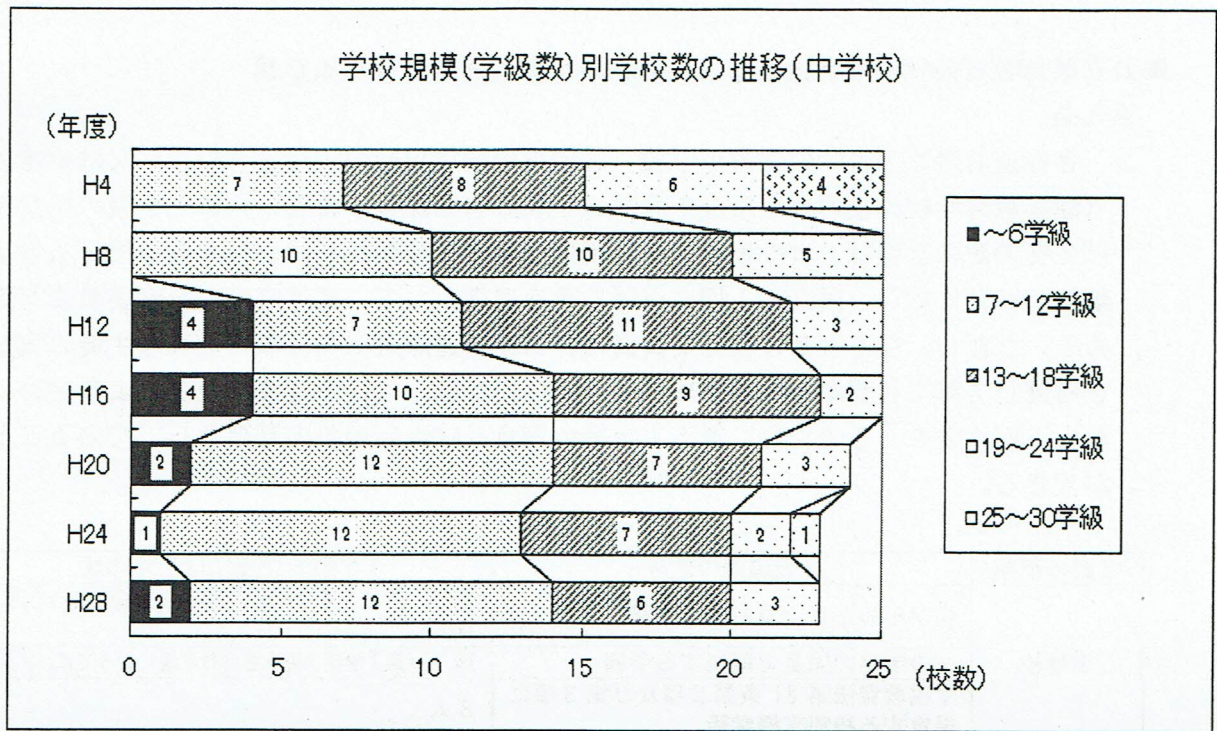
4 児童生徒数と学校数の推移



5 学校規模 (学級数) 別学校数の推移

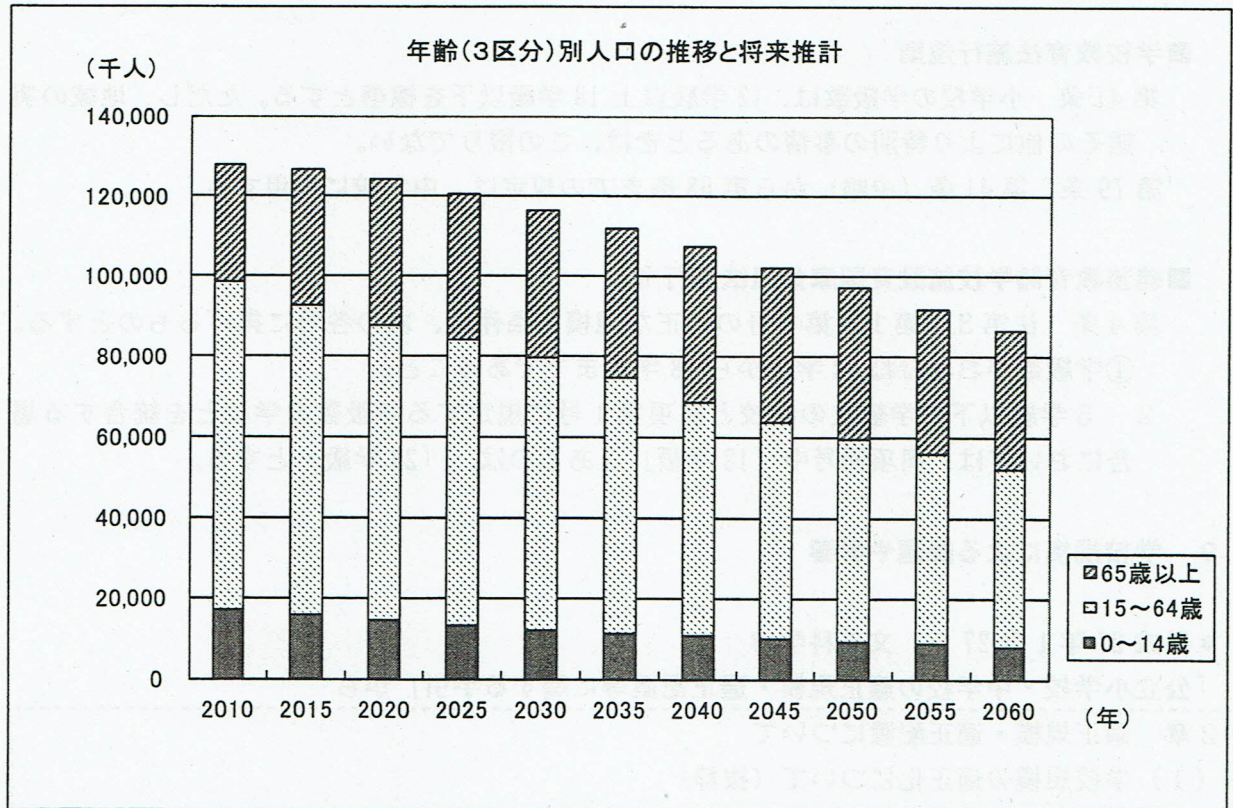






\* 学校規模の比較のため、学級数は普通学級数を記載している。

## 6 年齢(3区分)別人口の推移と将来推計(全国)



\* 出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集(2015年版)



## 7 法令による学級編制の基準

### ■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

#### 第3条

2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編制する学級にあっては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあっては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

## 8 法令による学校規模の考え方

### ■学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条（中略）から第68条までの規定は、中学校に準用する。

### ■義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

①学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場  
合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

## 9 学校規模による課題や影響

\*平成27年1月27日 文部科学省

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」から

2章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化について（抜粋）

【基本的視点一（1）学級数に関する視点】



(学級数が少ないことによる学校運営上の課題)

○ まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4章の(2)(※後段P19に記載)で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

○ 他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる



- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

といった利点があります。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
  - ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
  - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
  - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
  - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
  - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
  - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
  - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
  - ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
  - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
  - ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
  - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
  - ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
  - ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
  - ③ 協働的な学びの実現が困難となる
  - ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
  - ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
  - ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある



- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

【大規模校及び過大規模校について】

- 一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例も見られます。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。
  - ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
  - ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
  - ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
  - ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
  - ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
  - ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
  - ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実

(2) 小規模校のメリット最大化策（抜粋）

【少人数を生かした指導の充実】

- 一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。
  - ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
  - ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
  - ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
  - ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
  - ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
  - ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
  - ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
  - ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
  - ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる



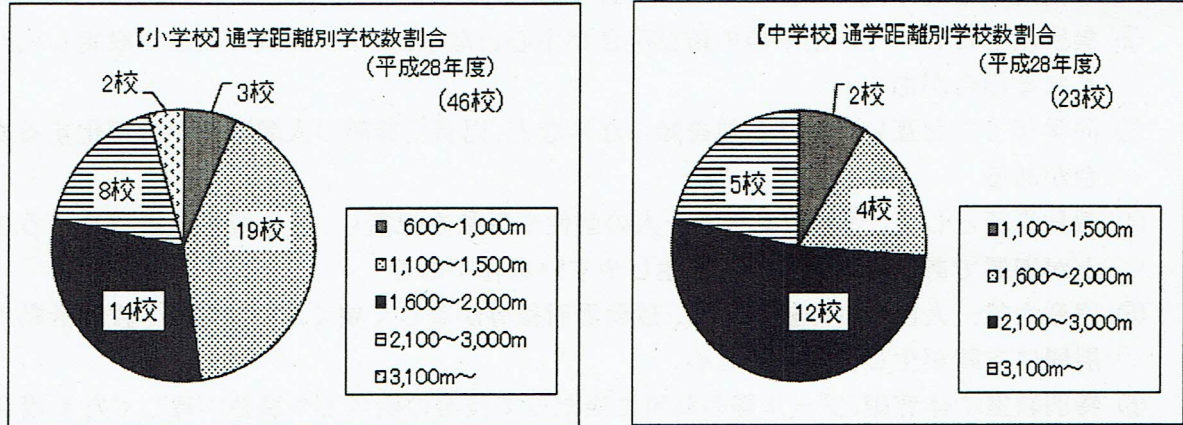
## 10 法令による通学距離の考え方

### ■義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

#### 第4条

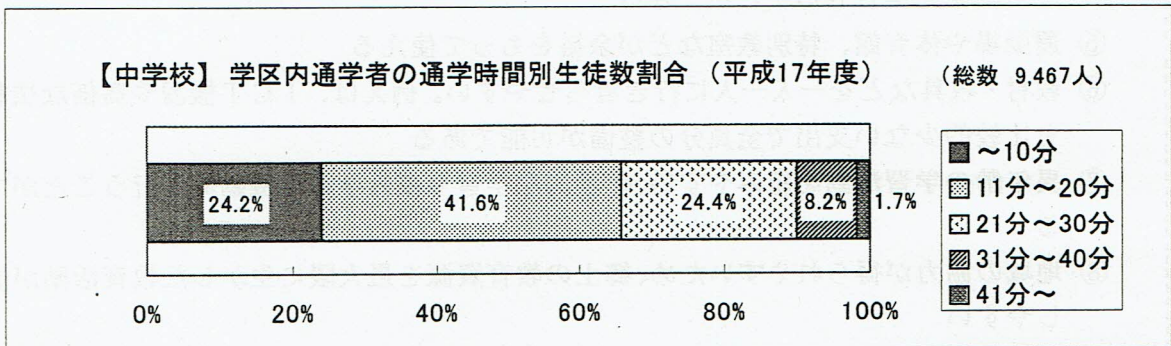
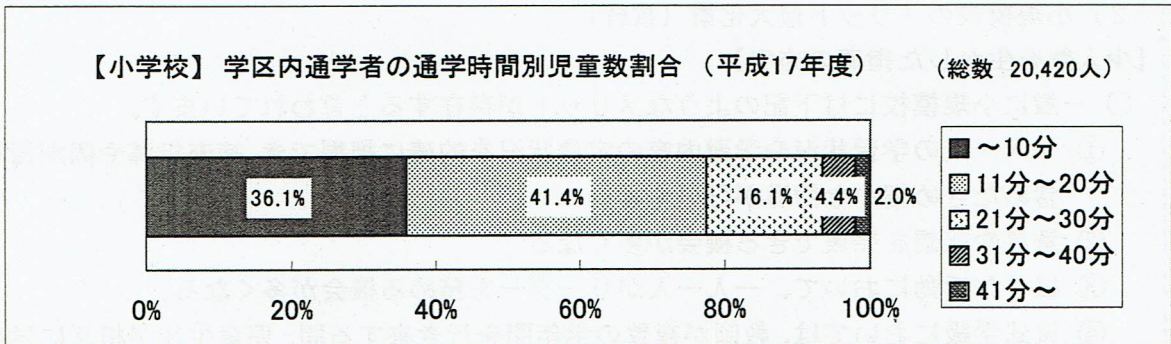
②通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

## 11 通学距離別学校数割合



\* 各小・中学校区のうち、学校から最も遠距離だと思われる地点から学校への道のりを地理情報システム (GIS) により計測したもの

## 12 学区内通学者の通学時間別児童生徒数割合 (平成17年度調査)

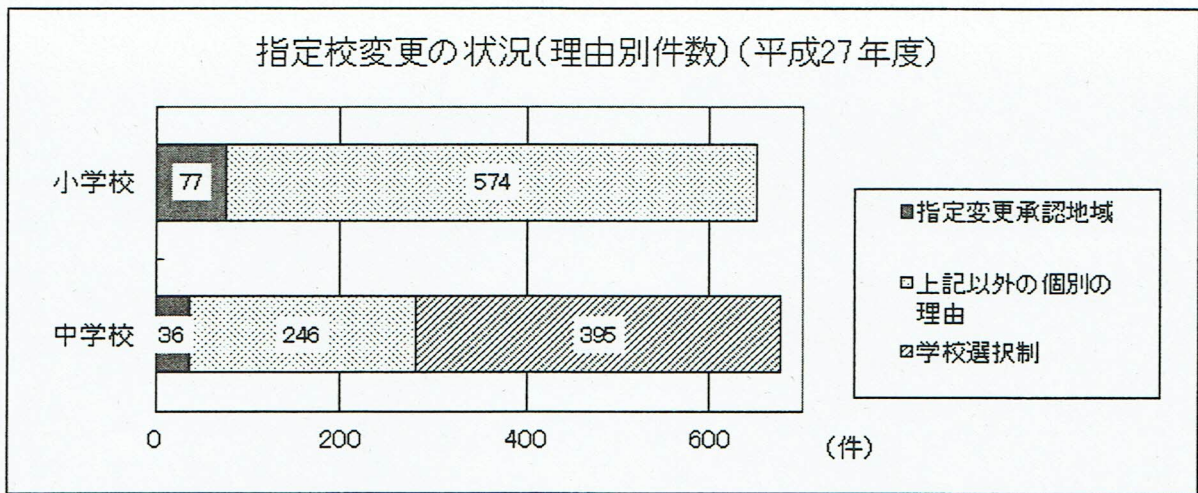




### 13 未利用地等の土地利用に関する取扱方針（平成 18 年 5 月 17 日方針決裁）

- (1) 今後 10 年程度に新たに整備（新規、統合・移転など）する必要のある施設、および今後 20 年程度に更新（建替え、増築など）する必要のある施設について、あらかじめ登録を行い、現在所有している未利用地の利用や新たな土地取得等を検討する際、登録事業との整合を最重要基準とする。
- (2) 統廃合や移転等によって生じる跡地についてもあらかじめ登録を行い、上記（1）の登録事業に該当しない土地については原則として売却することとし、公有施設整備基金または土地開発基金に積み立てるものとする。
- (3) 上記方針（2）については、現時点でさかのぼれる範囲において、既存の跡地についても適用する。

### 14 指定校変更の状況





（1）本市、県外からの委託事業（委託費・経費）委託金の徴収および滞り（1）  
（2）本市、県外からの委託事業（委託費・経費）委託金の徴収および滞り（2）  
（3）本市、県外からの委託事業（委託費・経費）委託金の徴収および滞り（3）  
（4）本市、県外からの委託事業（委託費・経費）委託金の徴収および滞り（4）  
（5）本市、県外からの委託事業（委託費・経費）委託金の徴収および滞り（5）  
（6）本市、県外からの委託事業（委託費・経費）委託金の徴収および滞り（6）



**【問い合わせ先】**  
横須賀市教育委員会事務局教育総務部総務課  
（教育政策担当）  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
電話 046-822-9751 ファクス 046-822-6849  
E-メール sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp